

日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）

募集要項

令和8年7月

【令和8年9月 改定版】

日進市 建設部 下水道課

目 次

第1 対象事業に関する事項.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1 事業者の募集及び選定方法.....	5
2 応募者の構成.....	5
3 応募者の備えるべき参加資格要件.....	7
4 事業者の募集及び選定の手順.....	10
5 審査及び選定に関する事項.....	17
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
1 事業契約に関する基本的な考え方.....	18
2 責任及び損害等の分担.....	18
3 求められる業務水準.....	18
4 事業者の収入.....	18
5 改築工事に関する留意事項.....	18
6 事業者の事業契約上の地位.....	19
7 履行保証等に関する事項.....	19
8 保険	20
9 本市による事業の実施状況のモニタリング.....	20
10 本市の支払いに関する事項.....	20
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
1 立地に関する事項.....	21
2 施設の概要及び規模.....	23
第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	28
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	28
2 管轄裁判所の指定.....	28
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	28
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	28
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	28
3 その他	28
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	29
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
3 その他の支援等に関する事項.....	29
第8 その他、本事業の実施に関し必要な事項.....	29

1 議会の議決（債務負担行為）	29
2 費用負担等.....	29
3 提出書類の取扱い.....	29
4 情報の提供.....	29
5 環境への配慮.....	30
6 本事業において使用する言語等.....	31
7 募集要項等に関する問い合わせ.....	31

別紙1 事業スキーム

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業	: 日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）をいう。
水の官民連携方式 （ウォーター P P P）	: 日進市が資金調達し、対象施設の維持管理と更新工事等を事業者 者に包括的に委託する方式をいう。
提案書	: 募集要項等に基づき作成される書類・図書をいう。
応募者	: 本事業に応募する複数の企業によって構成されるグループをい う。
優先交渉権者	: 日進市と事業契約の締結を予定する者として日進市が決定した 者をいう。
事業者	: 日進市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
代表企業	: 応募者を代表する者をいう。本事業の参加資格の申請、基本協 定の締結等を行う。
構成員	: 応募者を構成する者をいう。
協力企業	: 事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する 者をいう。
モニタリング	: 事業契約書および要求水準書等に基づき提供するサービスの水準 を監視（測定・評価）することをいう。 モニタリングは、主に「事業者によるセルフモニタリング」と「本 市によるモニタリング」により構成される。

本募集要項は、日進市（以下「本市」という。）が実施する本事業について、事業の概要及び本事業を委託する事業者の募集及び選定にあたり、応募者に交付するものであり、応募者は本募集要項の内容を踏まえて、必要な書類を提出することとする。

第1 対象事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

公共下水道

農業集落排水

団地污水处理

その他

(3) 公共施設の管理者の名称

日進市長

(4) 事業の目的

本市が所管する污水处理施設に対する維持管理と更新工事の一体マネジメントにより、事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用し、污水处理事業・経営の持続性向上及び将来にわたる安定した污水处理事業のサービス水準を確保するものである。

(5) 対象施設の概要

ア 対象施設

(ア) 公共下水道

南部処理区（処理場施設・管路施設）

北部処理区（処理場施設・管路施設）

梅森処理区（管路施設）

(イ) 農業集落排水

相野山処理区（管路施設・処理場施設）

(ウ) 団地汚水処理

三ヶ峯台団地（処理場施設・管路施設）

五色園団地（処理場施設・汚水中継ポンプ場・管路施設）

南山エピック団地（処理場施設・汚水中継ポンプ場・管路施設）

(エ) その他

旧南ヶ丘処理場（汚水調整施設）

マンホールポンプ：28 機場（R16 より 31 機場）

旧東昭団地汚水処理場

旧日東東山団地汚水処理場

イ 対象業務

(ア) 公共下水道及び農業集落排水（処理場施設等）

運転管理操作

電気設備保守点検

ユーティリティ調達管理

保安管理

消防設備点検

緑地帯維持管理

空調設備保守点検

施設見学等対応

水質等分析（計量証明）

汚泥・し渣搬出、運搬・処分

修繕

その他の業務、その他の技術業務

(イ) 団地汚水処理（処理場施設等）

保守点検

運転管理操作

水質等分析（計量証明）

汚泥・し渣搬出、運搬・処分

修繕

事務

その他の業務

(ウ) 公共下水道（管路施設）

日常的維持管理

計画的維持管理

汚水管路改築工事

(エ) 農業集落排水及び団地汚水処理（管路施設）

日常的維持管理

(オ) 宅内排水設備

現場検査

(カ) コンサルタント業務

ストックマネジメント実施方針策定（処理場施設等）

ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画）

ストックマネジメント実施方針策定（管路施設）

ストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画）

改築実施設計（管路施設）

維持管理計画策定

事業マネジメント

(キ) 統括管理業務

統括管理

情報管理

セルフモニタリング

中間総合評価

その他関連業務

(6) 事業方式

本事業は、対象施設の維持管理と更新工事等を事業者に包括的に委託する方式（水の官民連携方式（ウォーターP P P））により実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、令和9年7月1日（木）から、令和19年6月30日（火）までの10年間とする。

(8) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりとする。

表1 事業スケジュール

項 目	日 程
事業契約の締結	令和9年5月上旬
事業期間	令和9年7月1日（木）～令和19年6月30日（火）（10年間）
事業終了	令和19年6月30日（火）

(9) 関連法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令等を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、要求水準書 別紙1のとおりとする。

(10) 見積上限額

本事業の見積上限額は、以下のとおりとする。

金 8, 499, 809, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記の見積上限額の内訳額は以下のとおりである。合計額および各業務区分の内訳額のいずれも、上限額を超えてはならない。

表2 見積上限額の内訳

業務名		内訳額（円）	備考
公共下水道施設及び農業集落施設、団地汚水処理	処理場施設等	5,929,048,400	1件あたり200万円以上の修繕を除く
公共下水道施設及び農業集落施設、団地汚水処理	処理場施設等	1,091,217,700	1件あたり200万円以上の修繕
公共下水道施設及び農業集落施設、団地汚水処理	管路施設	106,769,300	日常的維持管理（緊急修繕を除く） 計画的維持管理、宅内排水設備
公共下水道施設及び農業集落施設、団地汚水処理	管路施設	237,585,700	日常的維持管理（緊急修繕）
公共下水道	管路施設	496,612,600	汚水管渠改築工事
コンサルタント業務	—	168,317,600	改築実施設計（管路施設）を除く
コンサルタント業務	—	75,137,700	改築実施設計（管路施設）
統括管理業務	—	395,120,000	SPC設立費用を含む
合計		8,499,809,000	見積上限額

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 応募者の構成

(1) 応募者の構成

本事業の応募者は、第1-1-(5)ーイに掲げる全ての対象業務の履行が出来る技術的能力、資力、信用及び実績を要する複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 代表企業とその役割

コンソーシアムを構成する企業（以下「構成員」という。）の中からコンソーシアムを代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、第2-4-(3)ーアに定める参加表明書及び資格審査申請書類の受付時にこれを明らかにすることとする。

代表企業が本事業への応募手続きや、優先交渉権者となった場合の契約協議等、本市との調整・協議等における窓口役を担うとともに、本市からの連絡は代表企業あてに行うものとする。

なお、いかなる構成員も、同時に本事業の他の応募者の構成員になることはできない。

(3) 特別目的会社の設立

優先交渉権者となったコンソーシアムは、本事業を履行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。

ただし、SPCは、以下の要件を全て満たすこと。

ア 優先交渉権者となった構成員は、全てSPCに出資する。

イ 代表企業は、SPCに対し最大の出資を行う。

ウ 構成員は、本事業の終了時までSPCの株式を保有し続けることとし、事前に書面により本市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行わない。

エ SPCの本店所在地は愛知県日進市内とする。

(4) 統括責任者及び副統括責任者の選任

本業務においては、SPC または構成員の中から以下の職務を行う統括責任者及び副統括責任者（以下「正副責任者」という。）を選任するものとする。

- ア 本業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者及び副責任者として、本業務の管理及び従事者の指揮、監督を行うこと。
- イ 事業契約書等その他関係書類により業務の目的、内容等を十分に理解し、効率的で経済的な業務を履行すること。
- ウ 施設の機能を掌握し、効果的、経済的に運転すること。
- エ 設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。
- オ 業務の履行にあたり、随時、本市と連絡調整を図るとともに必要に応じて協議を行うこと。
- カ 従事者に対して現場研修等を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(5) 構成員の除外

「公共下水道ウォーター P P P 導入支援業務（ゼロ債）」に係る以下の者は、応募者間での公平を期するため、構成員となることは認めない。

- ア 中日本建設コンサルタント株式会社
- イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- ウ 上記の者と資本面若しくは人事面において関連がある者

「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 企業に関する事項

応募者は、ア～キの要件を全て満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- イ 令和 8 年度の本市における参加資格の認定をされている者
- ウ 公募日時点において、日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成 18 年要領第 6 号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者
- エ 「日進市が行う事務業務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 26 日日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第 1348 号）による登録業者である者
- キ 愛知県内に本店又は支店（営業所）があり、常時事業を実施していること。

(2) 実績要件（処理場施設等及び管路施設の維持管理）

- ア 平成 28 年 4 月 1 日から公募日の前日まで（以下「過去 10 年間」という。）に、地方公共団体が発注した下水道事業の包括的民間委託に関する同種業務を 1 件以上元請として受注し、完了した実績を有すること。同種業務とは、以下のとおり。

- ・ 下水道事業における包括的維持管理

- イ 公共下水道処理場施設において以下の受託実績を 3 年間以上有する者であること。ただし、共同企業体としての受託実績をいう場合、受託施設の運転管理を行った構成員であること。

- ・ 標準活性汚泥法（高度処理）の運転管理
- ・ 回分式活性汚泥法の運転管理

(3) 有資格者（処理場施設等及び管路施設の維持管理）

本業務に必要な資格者は、以下のとおりとする。

- ア 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 の有資格者
- イ 浄化槽技術管理者
- ウ 浄化槽管理士
- エ 電気主任技術者
- オ 電気工事士
- カ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- キ 危険物取扱者（甲種又は乙種）
- ク 特定化学物質作業主任者
- ケ 特別管理産業廃棄物管理責任者
- コ 下水道管路管理総合技士
- サ 下水道管路管理主任技士
- シ その他、業務を実施するにあたり必要となる資格を有する者

(4) 実績要件（汚水管路改築工事）

- ア 営業所の営業年数が本公募の時点で 5 年以上であること。
- イ 一般建設業又は特定建設業（土木一式工事）の建設業許可を有すること。
- ウ 経営事項審査の総合評定値が、土木一式工事 600 点以上を有すること。
- エ 過去 10 年間に地方公共団体が発注した 1 件あたり 500 万円超の土木一式工事を 1 件以上元請として受注し、完了した実績を有すること。

(5) 配置予定技術者（汚水管路改築工事）

本業務においては、建設業法 26 条に規定する技術者を配置するものとする。

(6) 実績要件（コンサルタント業務）

過去 10 年間に愛知県内の地方公共団体等（下水道事業団等からの発注を含む）が発注した公共下水道事業のうち、同種業務を 1 件以上元請として受注し、完了した実績を有すること。

コンサルタント業務における同種業務とは、以下のとおり。

- ・下水道事業計画かつストックマネジメント実施計画

(7) 配置予定技術者要件（コンサルタント業務）

本業務においては、管理技術者、担当技術者及び照査技術者をそれぞれ 1 名以上、以下の要件を満たす者を配置するものとする。

なお、各技術者は同じ者を重複して配置してはならない。

ア 管理技術者

技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））の資格を有し、かつ、過去 10 年間に管理技術者若しくは担当技術者として同種業務又は処理場施設の実施設計の完了実績がある者とする。

イ 担当技術者

過去 10 年間に管理技術者若しくは担当技術者として同種業務又は処理場施設の実施設計の完了実績がある者とする。

ウ 照査技術者

技術士（上下水道部門—下水道）若しくは RCCM（下水道）の資格を有し、かつ、過去 10 年間に同種業務又は処理場施設の実施設計の完了実績がある者とする。（照査技術者としての実績も含む）

4 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは以下のとおりとする。

表3 事業者の募集・選定スケジュール

日 程	内 容
令和8年7月27日(月)	募集要項等の公表
令和8年7月27日(月)～8月21日(金)	資料の閲覧
令和8年7月27日(月)～7月31日(金)	現場見学会の受付
令和8年8月24日(月)～10月2日(金)	現場見学会
令和8年8月24日(月)～9月18日(金)	募集要項等に関する質問の受付
令和8年10月2日(金)	募集要項等に関する質問の回答公表
令和8年10月5日(月)～10月9日(金)	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和8年10月23日(金)まで	資格審査結果の通知
令和8年10月26日(月)～10月30日(金)	競争的対話の受付
令和8年11月9日(月)～11月13日(金)	競争的対話
令和8年12月11日(金)	競争的対話の回答公表
令和8年12月21日(月)～12月25日(金)	提案書の受付
令和9年2月	提案書に関するプレゼンテーション
令和9年3月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
	基本協定の締結
令和9年5月上旬	事業契約の締結

※本スケジュールは、応募状況や審査の進捗状況等により、本市と応募者（又は優先交渉権者）との協議を経て変更する場合がある。

(2) 応募手続き等

ア 資料の閲覧

参加を予定する者のうち、希望する者に対して、資料閲覧の期間を設ける。

なお、資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。

(ア) 閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和8年7月27日(月) 午前9時 ～ 8月21日(金) 午後4時まで

閲覧場所：日進市役所 北庁舎 建設部 下水道課

(イ) 閲覧資料

閲覧が可能な資料は、下表のとおりである。

表4 閲覧資料一覧

番号	名称	閲覧方法
1	公共下水道事業 包括的維持管理業務委託 月間業務報告書	紙資料の閲覧 (個人情報を含む等、本市が指定 する部分を除き、写真撮影は可)
2	公共下水道事業 包括的維持管理業務委託 年間業務報告書	
3	各団地汚水処理場 施設管理業務報告書	

なお、これまでの維持管理方法は、「募集要項(参考資料)」に示す。

イ 現場見学会(応募者が希望する場合実施)

現場見学会の実施時期は、令和8年8月24日(月)から令和8年10月2日(金)までの期間とし、応募者から提示された希望日を基に、本市が調整のうえ指定した日時に実施する。

現場見学会を希望する者は、事前に現場見学会参加申込書(様式I-1)により申込みを行うこと。なお、希望日(土曜日、日曜日及び祝日を除く月曜日から金曜日に限る)については、複数の日程を提示すること。

本市は公平性確保のため、現場見学では応募者による質問には回答しない。第2-4-(2)-ウに定める募集要項等に関する質問の受付にて必要な質問を行うこと。

(ア) 受付期間

令和8年7月27日(月) 午前9時 ～ 7月31日(金) 午後4時まで

(イ) 開催日時及び開催場所

開催日：令和8年8月24日(月)～令和8年10月2日(金)のうち、本市が調整、指定した日時

開催場所：対象施設 敷地内

(ウ) 提出方法

様式Ⅰ－１に記入のうえ、電子メールにより、下水道課宛に提出する。なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

本市は、現場見学会の集合時間及び集合場所について、後日、参加希望者に対し、電子メールにより通知する。

ウ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和８年８月２４日(月) 午前９時 ～ ９月１８日(金) 午後４時まで

(イ) 提出方法

様式Ⅰ－２～８に記入のうえ、電子メールにより、下水道課宛に提出する。

なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

(ウ) 募集要項等に関する質問の回答

募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、令和８年１０月２日（金）を目途に、本市のホームページにて公表する。

なお、質問を行った者の企業名及び個人名は公表しない。また、本募集要項等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない。

(3) 参加資格審査

ア 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

参加資格確認申請書等は、様式Ⅱ－１～９に記入の上、以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和８年１０月５日(月) 午前９時 ～ １０月９日(金) 午後４時まで

(イ) 提出方法

参加表明書及び参加資格審査申請書類一式を封筒に入れ、下水道課に持参する。

(ウ) 提出書類

様式Ⅱ－１	参加資格審査申請時必要書類一覧表	１部
様式Ⅱ－２	参加表明書	１部
様式Ⅱ－３	代表企業、構成員並びに役割分担表	１部
様式Ⅱ－４	委任状	１部
様式Ⅱ－５	参加資格確認申請書	１部
様式Ⅱ－６	企業の実績に関する調書	１部
様式Ⅱ－７	配置予定技術者に関する調書	１部
様式Ⅱ－８	資格審査の附属資料提出確認書	１部
様式Ⅱ－８－１	会社概要	１部
様式Ⅱ－８－２	参加資格	１部
参加資格審査書類の電子データ（ＣＤ－Ｒ等）		１部

(4) 参加を辞退等の手続

ア 参加資格審査申請後の構成員の変更

参加資格審査への申請書類の提出後は、応募者、代表企業、構成員の変更は原則として認めない。

やむを得ず変更をする場合は、本市と事前協議の上、本市が認めた場合に限り、変更が認められる。

イ 参加資格喪失の場合の取扱い

参加資格審査通過者が、参加資格審査結果の通知日から事業契約の締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該参加資格審査通過者の参加資格を取り消す。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

(ア) 参加資格審査結果の通知日から提案書等提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

構成員のうち、1ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えた上で、参加資格審査通過者の再編成を本市に申請し、提案書等の提出日までに本市が認めた場合。

ただし、残存企業のみで参加資格審査通過者の再編成を本市に申請する場合は、当該残存企業のみで第2－3に定める参加資格要件を全て満たしていることが必要となる。

なお、当該申請においては、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととする。また、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該参加資格審査通過者の参加資格を取り消す。

(イ) 提案書等の提出日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

上記(ア)同様とする。なお、「提案書等の提出日までに本市が認めた場合」は、「事業契約締結日までに本市が認めた場合」に読み替える。

ただし、参加資格審査通過者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該参加資格審査通過者の参加資格を取り消す。

ウ 参加辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式Ⅲ－1）を提出すること。

参加辞退届を提出しても、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

参加辞退届提出の最終期限は、提案書等の提出期限前日の午後4時までとする。

(5) 参加資格審査結果の通知

本市は、参加資格審査の結果について、令和8年10月23日（金）までに、応募者の代表企業に対し、電子メールにより通知する。なお、参加資格がないと認められた応募者は提案書の提出をすることができない。

参加資格がないとされた応募者は、本市に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。提出期限は、令和8年11月6日（金）の午後4時までとする。

(6) 競争的対話の実施

本市は、参加資格審査通過者に対し、本公募内容について本市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことなどの目的として競争的対話を行う。

本市は、その結果を踏まえ、必要に応じて募集要項等を調整し、変更を行う場合がある。

ア 受付期間

令和8年10月26日（月）午前9時 ～ 10月30日（金）午後4時まで

イ 開催日時及び開催場所

開 催 日：令和8年11月9日（月）～令和8年11月13日（金）のうち、本市が調整、指定した日時

開催場所：日進市役所

ウ 提出方法

様式Ⅳ－3に記入のうえ、電子メールにより、下水道課宛に提出する。なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

本市は、競争的対話の集合時間及び集合場所について、後日、応募者に対し、電子メールにより通知する。

(7) 提案審査

ア 提案書等の受付

参加資格審査通過者から、本事業に関する以下の書類を記載した提案書等を受け付ける。

(ア) 受付期間

令和8年12月21日(月) 午前9時 ～ 12月25日(金) 午後4時まで

(イ) 提出方法

提案書等の提出は、下水道課に持参とし、その他の方法による提出は認めない。
提出された書類を確認後、本市は受付票を発行する。

提案書等の提出方法の詳細については、様式集を参照すること。

(ウ) 提出書類

様式Ⅳ－1 応募時必要書類一覧表	1部
様式Ⅳ－2 委任状	1部
様式Ⅳ－3 競争的対話参加申込書	1部
様式Ⅳ－4 募集要項等に関する誓約書	1部
様式Ⅳ－5 要求水準書チェックリスト	1部
様式Ⅴ－1 技術提案書類提出書	1部
様式Ⅴ－2 技術提案書(表紙)	1部
様式Ⅴ－3 技術提案書(事業全体に関する事項)	1部
様式Ⅴ－4 技術提案書(公共下水道施設及び農業集落排水施設等に関する事項)	1部
様式Ⅴ－5 技術提案書(管路施設に関する事項)	1部
様式Ⅴ－6 技術提案書(コンサルタント業務に関する事項)	1部
様式Ⅴ－7 技術提案書(統括管理等に関する事項)	1部
様式Ⅴ－8 技術提案書(その他)	1部
様式Ⅴ－9 見積価格書	1部
提案審査書類の電子データ(CD-R等)	1部

イ 提案書に関するプレゼンテーションの実施

提案内容の確認のために、応募者に対するプレゼンテーションを実施する予定である。

本市は、プレゼンテーションの日時、場所及び実施方法等の詳細について、後日、応募者に対し、電子メールにより通知する。

(ア) 開催日時及び開催場所

開催日：令和9年2月(予定)のうち、本市が調整、指定した日時

開催場所：日進市役所

(8) 提案審査結果の通知

本市は、提案審査の結果について、令和9年3月上旬に、代表企業に対し、電子メールにより通知する予定である。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 優先交渉権者選定の体制

優先交渉権者の選定にあたり、参加資格審査、提案審査は本市が行う。

定量化審査は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために有識者を含む「日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）プロポーザル方式等評価委員会」（以下「委員会」という。）が行い、優先交渉権者を選定する。

委員会は非公開とする。また、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

本市は、参加表明時に提出された参加資格審査申請書類について、参加資格要件を確認し、その結果を応募者に対し、電子メールにより通知する。

イ 提案審査

委員会は、あらかじめ設定した「事業者選定基準」にしたがって、定量化審査（性能評価・価格評価）を行い、優先交渉権者を選定する。

ウ 審査事項

評価項目の詳細及び配点等については、「事業者選定基準」において提示する。

(3) 優先交渉権者の決定と公表

本市は、委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

本市と優先交渉権者は、募集要項等に基づき事業契約手続きを行う。

ただし、優先交渉権者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、評価点の上位の者から順に契約交渉を行う。

優先交渉権者は、令和9年3月上旬に公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない、いずれの応募者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、若しくは適切な事業遂行が見込めない等の理由により、事業者を選定しない場合がある。

事業者を選定しない場合は、この旨を速やかに本市のホームページにて公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業契約に関する基本的な考え方

本市は、SPC と本事業に係る事業契約を締結する。

事業スキームについては、別紙1 のとおりとする。

2 責任及び損害等の分担

本市と事業者が負うべき責任及び損害等の分担は、事業契約書に示す。

3 求められる業務水準

本事業の実施に際して求められる業務水準は、要求水準書及び事業提案によって定められる。

4 事業者の収入

事業者が本事業の対象業務を実施し、本市がその対価を支払うサービス購入型とする。

5 改築工事に関する留意事項

(1) 改築工事の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築工事を行う。

ただし、本市が公益上必要であると判断したときは、対象施設について本市が改築工事を行うことがある。

その場合は、事業者は、本市に協力するものとする。

(2) 改築工事を行った施設の所有

本市又は事業者が改築工事を行った施設は、本市の所有に属するものとする。

(3) 改築工事の対象

改築工事の対象は、要求水準書に示すとおりとする。

なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築工事は、国庫補助金の対象となるものを基本とする。

ただし、協議の上、本市が公益上必要であると判断したときは、国庫補助金の対象とならない改築工事も実施可能とする。

(4) 本事業開始後に本市が実施することを予定している工事

本事業開始後に本市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、本市と協議の上、協力するものとする。

(5) 工事の契約

改築工事について、本市と事業者は改築実施基本協定を締結する。

また、各年度当初には、改築実施基本協定をもとに当該年度の予定工事について年度実施協定（改築工事）を締結するものとする。

6 事業者の事業契約上の地位

本市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分をすることはできない。

7 履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、以下の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は事業契約書に示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

8 保険

事業者は、自らの負担で、業務を開始する前日までに以下の条件による賠償責任保険に加入しなければならない。

また、加入した保険の証明書又は証書の写し等を速やかに本市に提出し、業務期間中において毎年度更新しなければならない。

- (1) 請負作業の遂行中に他人の生命・身体を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償するもの

(てん補限度額) 対人：10 億円／1 事故、対物：10 億円／1 事故

(免 責 金 額) 500 万円／1 事故

- (2) 被保険者が行った業務上の不注意によって、施設・設備等が被る損害を補償するもの。

(てん補限度額) 対物：10 億円／1 事故

(免 責 金 額) 500 万円／1 事故

※本市は、自らの負担で以下の保険に加入しており、本業務期間中はこれを継続する。

・建物総合損害共済（北部浄化センター、相野山浄化センター、南部浄化センター）

・下水道賠償責任保険（北部浄化センター、相野山浄化センター、南部浄化センター、旧南ヶ丘処理場、マンホールポンプ場）

9 本市による事業の実施状況のモニタリング

- (1) 本市によるモニタリング

本市は、事業者が実施する対象業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約書に定める。

本市は、モニタリングの結果、「本事業の履行状況、要求水準書等の達成状況が芳しくない」と判明したときは、事業者に対して是正を求め、是正が認められない場合は、サービス対価の減額、支払停止又は契約解除の措置を行うことができる。

- (2) 中間総合評価

第Ⅰ期事業期間終了時において、本市及び事業者が立会いのもと、要求水準書に従い、主に以下の事項について確認を行うものとする。

① 重大な契約違反等の確認

② 重要な要求水準の達成状況の確認

10 本市の支払いに関する事項

本市は定期的にモニタリングを実施し、業務水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を事業者に支払う。サービス対価の構成、支払い方法については、事業契約に示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

(1) 対象処理区及び概要

公共下水道

処理区名	単位	南部処理区	北部処理区	梅森処理区
全体計画処理面積	ha	1,036.4	402.6	100.2
全体計画処理人口	人	61,900	27,200	5,700
全体計画日最大汚水量	m ³ /日	24,000	10,200	2,500

農業集落排水

処理区名	単位	相野山処理区
全体計画処理面積	ha	7.8
全体計画処理人口	人	246
全体計画日最大汚水量	m ³ /日	155

団地污水处理

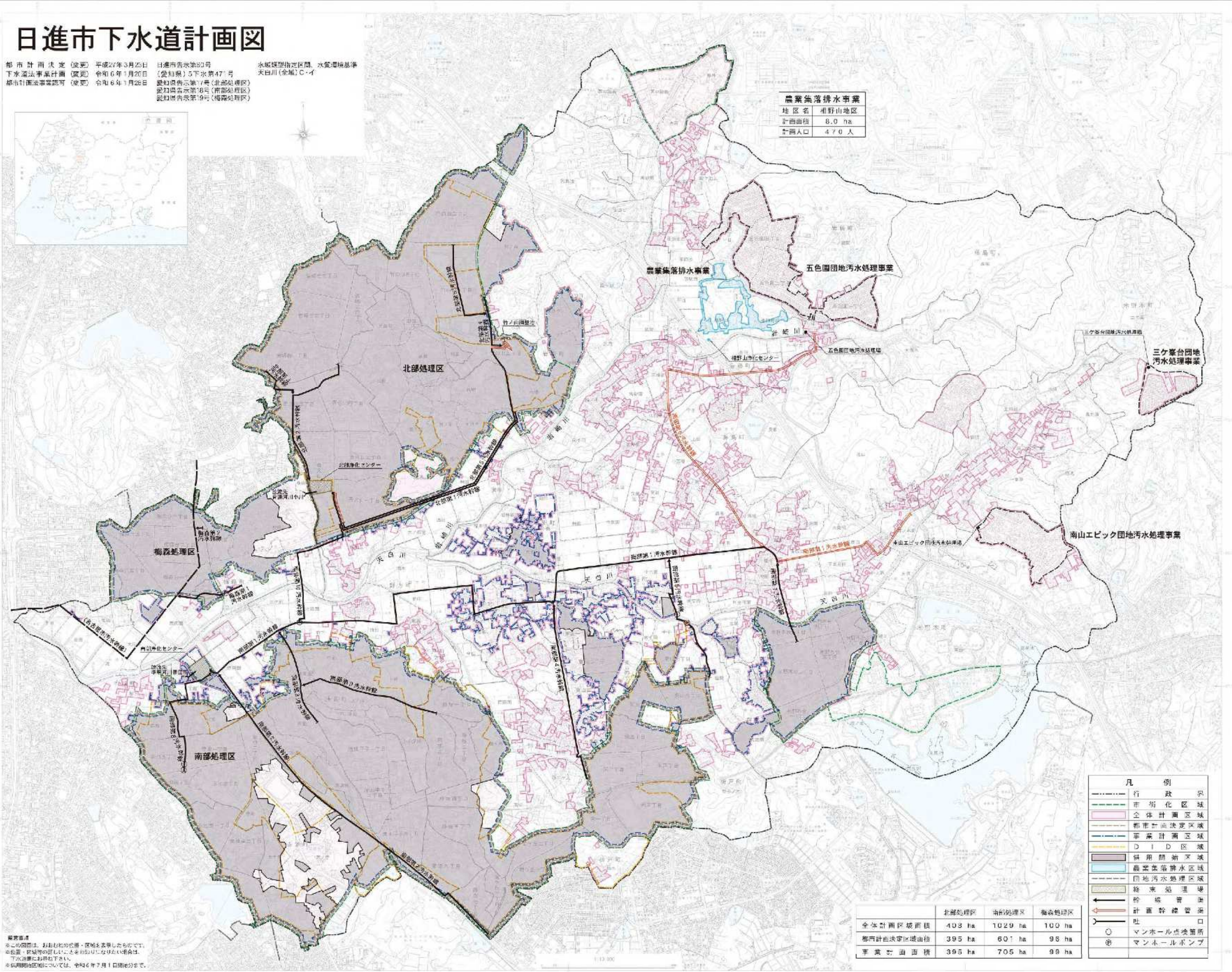
処理区名	単位	三ヶ峯台団地	五色園団地	南山エピック団地
面積	ha	10.5	46.1	19.2
全体計画処理人口	人	1,050	10,000	1,250
全体計画処理能力	m ³ /日	270	2,500	250

日進市下水道計画図

都市計画決定(変更) 平成27年3月25日
下水道法事業計画(変更) 令和6年1月20日
都市計画決定(変更) 令和6年1月20日
日進市告示第50号
(愛知県)下水道第47号
愛知県告示第17号(北部処理区)
愛知県告示第18号(南部処理区)
愛知県告示第19号(梅森処理区)
水質類型指定区域 水質環境基準
大田川(全線)C-I



農業集落排水事業	
地区名	相野山地区
計画面積	8.0 ha
計画人口	470人



凡 例	
行政界	市街化区域
全体計画区域	都市計画決定区域
事業計画区域	D I D 区域
供用開始区域	農業集落排水区域
団地汚水処理区域	終末処理場
幹線管渠	計画幹線管渠
マンホール点検箇所	マンホールポンプ

	北部処理区	南部処理区	梅森処理区
全体計画区域面積	403 ha	1029 ha	100 ha
都市計画決定区域面積	395 ha	601 ha	98 ha
事業計画面積	395 ha	705 ha	99 ha

備考事項
※この図面は、おおよその位置・区域を表すものであり、
市域、市域外の位置・区域と表示したものであり、
下水道法におおきく関係する。
※利用開始区域については、令和6年7月1日開始予定。

2 施設の概要及び規模

(1) 公共下水道

ア 南部処理区

処理場施設

名称	南部浄化センター
所在地	日進市浅田町西田面 1 5 8 番地
現有処理能力	7,000m ³ /日 10,800m ³ /日 (全体計画処理能力 25,500m ³ /日)
処理方式	嫌気無酸素好気法 (凝集剤添加) ステップ流入式多段硝化脱窒法 (凝集剤添加) 汚泥処理: 重力濃縮 + 造粒調質 + 脱水 → 搬出
供用開始年月	平成16年 4 月 1 日

管路施設

管路延長	156,665m
------	----------

イ 北部処理区

処理場施設

名称	北部浄化センター
所在地	日進市香久山二丁目 5 0 1 番地
現有処理能力	11,000m ³ /日 (= 全体計画処理能力)
処理方式	回分式活性汚泥法 汚泥処理: 重力濃縮 + 造粒調質 + 脱水 → 搬出
供用開始年月	平成元年 4 月 1 日

管路施設

管路延長	103,239m
------	----------

ウ 梅森処理区

管路施設

管路延長	23,672m
------	---------

梅森処理区は名古屋市の植田水処理センターにおいて汚水処理を行っている。

(2) 農業集落排水

ア 相野山処理区

処理場施設

名称	相野山浄化センター
所在地	日進市北新町相野山3番地
現有処理能力	155m ³ /日（＝全体計画処理能力）
処理方式	流量調整槽前置型嫌気性ろ床槽併用接触曝気法
供用開始年月	平成8年4月1日

管路施設

管路延長	2,792m
------	--------

(3) 団地污水处理

ア 三ヶ峯台団地

処理場施設

名称	三ヶ峯台団地污水处理場
所在地	日進市米野木町三ヶ峯 4-134
現有処理能力	270m ³ /日（＝全体計画処理能力）
処理方式	活性汚泥法（長時間曝気方式） 汚泥処理：汚泥貯留槽→搬出
供用開始年月	昭和54年3月

管路施設

管路延長	2,916m
------	--------

イ 五色園団地

処理場施設

名称	五色園団地污水处理場
所在地	日進市岩藤町一の廻間 926-638
現有処理能力	2,500m ³ /日（＝全体計画処理能力）
処理方式	活性汚泥法（標準活性汚泥方式） 汚泥処理：汚泥貯留槽→搬出
供用開始年月	昭和46年8月

污水中継ポンプ場

名称	五色園団地污水处理施設中継ポンプ場
所在地	日進市五色園四丁目 2622-3、2415-2、2416-3、2417
供用開始年月	昭和46年8月

管路施設

管路延長	13,658m
------	---------

ウ 南山エピック団地

処理場施設

名称	南山エピック団地汚水処理場
所在地	日進市米野木町南山 973-271
現有処理能力	250m ³ /日（＝全体計画処理能力）
処理方式	活性汚泥法（長時間曝気方式） 汚泥処理：汚泥貯留槽→搬出
供用開始年月	昭和 46 年 11 月

汚水中継ポンプ場

名称	南山エピック団地汚水処理施設中継ポンプ場
所在地	日進市米野木町南山 973-210
供用開始年月	昭和 46 年 11 月

管路施設

管路延長	4,546m
------	--------

(4) その他

ア 旧南ヶ丘処理場（汚水調整施設）

項目	回数	数量	時期	備考
草刈り	2 回/年	250m ²	7 月下旬頃 11 月下旬頃	
剪定	1 回/年	—	樹種に応じ適切な時期	北側擁壁
	1 回/年	32m	樹種に応じ適切な時期	カイズカイブキ

イ マンホールポンプ：28 機場（R16 より 31 機場）

番号	名称	口径 (φmm)	出力 (kW)	ポンプメーカー	ポンプ機名	通報装置 メーカー	通報装置 型番	供用 開始年度
1	梅森1 マンホールポンプ場	50	0.4	P08763591.1 荏原 P08763591.2 荏原	50DMV2 6.4 50DMV2 6.4	オムロン	K5P	H8
2	梅森2 マンホールポンプ場	50	0.75	1ER0110101 クボタ 1ER0110102 クボタ	KS-VL 52AA KS-VL 52AA	オムロン	K5P	H8
3	梅森3 マンホールポンプ場	80	5.5	PU751129.1 荏原 PU751129.2 荏原	80DMV 65.5 80DMV 65.5	オムロン	K5P	H9
4	香久山 マンホールポンプ場	80	2.2	P06762352.1 荏原 P06762352.2 荏原	80DV 62.2A 80DV 62.2A	荏原	EMMD-X	H3
5	野方 マンホールポンプ場	50	0.75	P10758290.1 荏原 P10758290.2 荏原	50DMV2 6.75 50DMV2 6.75	荏原	EMMD-X	H8
6	菊水1 マンホールポンプ場	65	1.5	1ER6110201 クボタ 1ER6110202 クボタ	KS-VL 63AA KS-VL 63AA	荏原	EMMD-X	H6
7	菊水2 マンホールポンプ場	50	0.4	1E65610201 クボタ 1E65610202 クボタ	KS-VL 51AA KS-VL 51AA	荏原	EMMD-X	H6
8	竹田 マンホールポンプ場	65	1.5	PW768706.1 荏原 PW768706.2 荏原	65DMW 61.5 65DMW 61.5	荏原	EMMD-21	H8
9	赤池モチロ マンホールポンプ場	80	5.5	PT756024.1 荏原 PT756024.2 荏原	80WMV 65.5 80WMV 65.5	荏原	EMMD-X	H8
10	赤池1 マンホールポンプ場	100	7.5	J03L023802.1 荏原 J03L023802.2 荏原	100DMV2 67.5 100DMV2 67.5	荏原	EMMD(仮設)	H16
11	赤池2 マンホールポンプ場	65	7.5	J03L023803.1 荏原 J03L023803.2 荏原	65DMV2 67.5 65DMV2 67.5	荏原	EMMD-X	H16
12	栄五丁目 マンホールポンプ場	65	3.7	P09729440.1 荏原 P09729440.2 荏原	65DMV 63.7 65DMV 63.7	荏原	EMMD-21	H22
13	南ヶ丘 マンホールポンプ場	65	7.5	P09729446.1 荏原 P09729446.2 荏原	65DMVF 67.5 65DMVF 67.5	荏原	EMMD-21	H22
14	浅田笹原 マンホールポンプ場	75	3.7	1E89840101 クボタ 1E89840102 クボタ	KS-VH 75AA KS-VH 75AA	クボタ	MU-1000V3	H23
15	藤塚五丁目No.1 マンホールポンプ場	65	2.2	P11740442.1 荏原 P11740442.2 荏原	65DML2 62.2A 65DML 622A	荏原	EMMD-21	H24
16	藤塚五丁目No.2 マンホールポンプ場	65	0.75	P11740443.1 荏原 P11740443.2 荏原	65DML2 6.75A 65DML 6.75A	荏原	EMMD-21	H24
17	藤塚六丁目 マンホールポンプ場	65	1.5	11342061001 鶴見 11342061002 鶴見	TOP65NZ41.5H TOP65NZ41.5H	荏原	EMMD-21	H24
18	藤塚四丁目 マンホールポンプ場	65	2.2	P13755387.1 荏原 P13755387.2 荏原	65DML2 62.2A 65DML2 62.2A	荏原	EMMD-21	H26
19	折戸町鎌ヶ寿 マンホールポンプ場	80	5.5	P13755324.1 荏原 P13755324.2 荏原	80DML2 65.5A 80DML2 65.5A	荏原	EMMD-21	H26
20	東山 マンホールポンプ場	100	5.5	13407453001 鶴見 13407453002 鶴見	TOS100BG45.5H TOS100BG45.5H	クボタ	MU-1000V3	H25
21	東山四丁目 マンホールポンプ場	100	7.5	1183-123 新明和 1183-124 新明和	CN100 CN100	鶴見	TMD21	H-
22	藤塚一丁目 マンホールポンプ場	65	1.5	14462946001 鶴見 11462946002 鶴見	TOP65NZ41.5H-61 TOP65NZ41.5H-61	鶴見	TMD-V3	H27
23	折戸町鎌ヶ寿No.2 マンホールポンプ場	80	7.5	P15762326.1 荏原 P15762326.2 荏原	80DMLF 67.5A 80DMLF 67.5A	荏原	EMMD-21	H28
24	折戸町鎌ヶ寿No.3 マンホールポンプ場	80	3.7	P15763098.1 荏原 P15763098.2 荏原	80DML2 63.7A 80DML2 63.7A	荏原	EMMD-21	H28
25	藤枝町奥廻間 マンホールポンプ場	65	3.7	1856-683 新明和 1856-684 新明和	CNWXF65-PG CNWXF65-PG	荏原	EMMD-X	H31
26	藤枝町平子 マンホールポンプ場	65	3.7	P18790311.1 荏原 P18790311.2 荏原	65DML2 63.7B 65DML2 63.7B	荏原	EMMD-X	H31
27	本郷 マンホールポンプ場	80	5.5	P22771084.1 荏原 P22771084.2 荏原	80DMLF 65.5A 80DMLF 65.5A	荏原	EMMD-X	R5
28	南ヶ丘北 マンホールポンプ場	65	0.75	2246-933 新明和 2246-934 新明和	CNWX651-P65GWX CNWX651-P65GWX	荏原	EMMD-X	R5

ウ 旧東昭団地汚水処理場

項目	回数	数量	時期	備考
草刈り	2 回/年	141m ²	7 月下旬頃 11月 下旬頃	

エ 旧日東東山団地汚水処理場

項目	回数	数量	時期	備考
草刈り	2回/年	267m ²	7月下旬頃 11月下旬頃	
剪定	1回/年	—	樹種に応じ適切な時期	

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、関係法令及び事業契約書に従うこと。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する一切の紛争については、本市の所在地を所管する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産又は、事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

(3) (2)の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

(2) (1)の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めるとおりとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

3 その他の支援等に関する事項

本市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

第8 その他、本事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決（債務負担行為）

本市は、債務負担行為の設定にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 費用負担等

本公募における全ての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

3 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及び本市が必要と認めたときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、契約に至らなかった提案については、優先交渉権者決定結果の公表以外に使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として応募者が負う。

4 情報の提供

本事業に係る情報の提供は、本市のホームページを通じて行うものとする。

5 環境への配慮

事業実施にあたっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

- ①グリーン購入等、省資源に配慮すること。
- ②省エネルギーに配慮すること。
- ③地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- ④周辺の生活環境に配慮すること。

6 地域貢献

事業実施にあたっては、次のとおり地域貢献および地域経済に留意すること。なお、地元企業とは日進市内に本店を置く企業とする。

- ①地域との連携や協働による事業展開
- ②地元企業等との連携・協力
- ③地元発注、地元住民の雇用
- ④地域活性化につながる事業展開

7 プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により対象業務に関する費用縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用縮減分をシェアする。

なお、シェア額やシェアの手法については、本市と協議し、双方が合意の上、事業契約書に定めることとし、詳細は事業契約書 別紙 10 に示す。

8 汚泥・し渣搬出、運搬・処分

対象業務のうち「汚泥・し渣搬出、運搬・処分」については、本市が別途締結する汚泥処理業者との契約（令和 8 年 10 月から令和 11 年 9 月までの 3 年間を予定）を、SPC が承継するものとする。

また、当該契約期間終了後の令和 11 年 10 月以降は、SPC が汚泥処理業者と新たに契約を締結し、継続して処分業務を遂行するものとする。

なお、本市が締結する契約の詳細は現在調整中であり、公募開始時点では確定していない。

詳細は別途開示予定であり、選定された事業者は、当該契約の承継およびその後の契約締結・履行の義務を負うものとする。

9 本事業において使用する言語等

本事業に関して使用する言語は日本語、通貨は円、単位は原則 S I 単位、時刻は日本標準時とする。

10 募集要項等に関する問い合わせ

本募集要項に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

質疑事項等は、電子メールにより下水道課宛に提出する。なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

日進市 建設部 下水道課

住 所：〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地（北庁舎 2 階）

T E L：0561-73-2343

F A X：0561-73-1871

E-mail：gesuido@city.nisshin.lg.jp

別紙1 事業スキーム（案）

